

# 福祉作業所スマイル工房利用者工賃規程

社会福祉法人そよかぜ

## （目的及び適応範囲）

第1条 この規程は社会福祉法人そよかぜが運営する福祉作業所スマイル工房（就労継続支援B型）（以下、「スマイル工房」という。）の通所登録者の工賃について定める。

## （工賃の財源）

第2条 スマイル工房の工賃の財源は、「授産活動による収入」から「所要経費」を差し引いた金額を当月工賃支給総額とし、第5条に基づく計算方法を用いて算出する。

## （工賃の支払方法）

第3条 工賃は直接利用者本人に対し通貨で支払い、受領一覧表に署名あるいは捺印により受払を確認する。

## （工賃の計算期間及び支払期日）

第4条 工賃は毎月1回、1日から末日までの分を翌月20日に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は支払日を他の日に繰り延べることがある。

## （工賃の計算）

第5条 スマイル工房の工賃の計算方法は以下の通りとする。

- (1) 「当月売上」－「所要経費」＝工賃支給総額
- (2) 「工賃支給総額」÷「当月の全員の延べ作業時間」＝当月時間単価
- (3) 「各人の当月の作業時間」×「当月時間単価」＝各人の当月の工賃支給額
- (4) 工賃計算上の作業時間は15分（0.25時間）単位とする。
- (5) イベント出店に関わる工賃は、「出店売上」－「所要経費」＝工賃支給総額とし、イベントごとに作業に携わった利用者の作業時間に応じて支給される。

## （工賃計算の単位）

第6条 各人の当月の工賃支給額の単位は円とし、円未満の場合は切り捨てとする。

## （作業時間と休憩時間）

第7条 スマイル工房の所定作業時間は、原則として午前9時45分から午後3時15分とする（作業終了後の清掃時間も含む）。休憩時間は原則として午前と午後それぞれ15分間、昼休みは1時間とする。ただし、状況により作業開始時刻と終了時刻の前倒し及び延長や短縮等の変更ができる。

## （作業に関わる所要経費及び按分）

第8条 作業に関わる所要経費とその按分基準は別表に定める。

**（規程の改廃）**

第9条 本規定の改廃は、社会福祉法人そよかぜ理事会の議決を経て行う。

**附則**

この規程は、平成31年3月1日より施行する。